

## 1 事業名

所沢市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定

## 2 事業の概要

建築基準法第68条の2の規定に基づく条例として、これまでは5地区（北野第二つばき苑地区、西武秋津団地地区、所沢松が丘地区、所沢三ヶ島工業団地地区、東所沢ところざわサクラタウン周辺地区）それぞれの地区計画条例により、建築物の敷地、構造、用途に関する制限を定めてきたが、市内における全ての当該制限の内容を集約するため、個別の地区計画条例を廃止し、新たに5地区を統合した条例を制定するものである。

## 3 他自治体の類似する政策等

他の自治体においても、統合型の地区計画条例を制定している。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

- ・パブリックコメント手続

実施期間 令和5年11月22日～12月21日

意見なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

建築基準法、都市計画法

## 6 事業費及びその財源等

なし

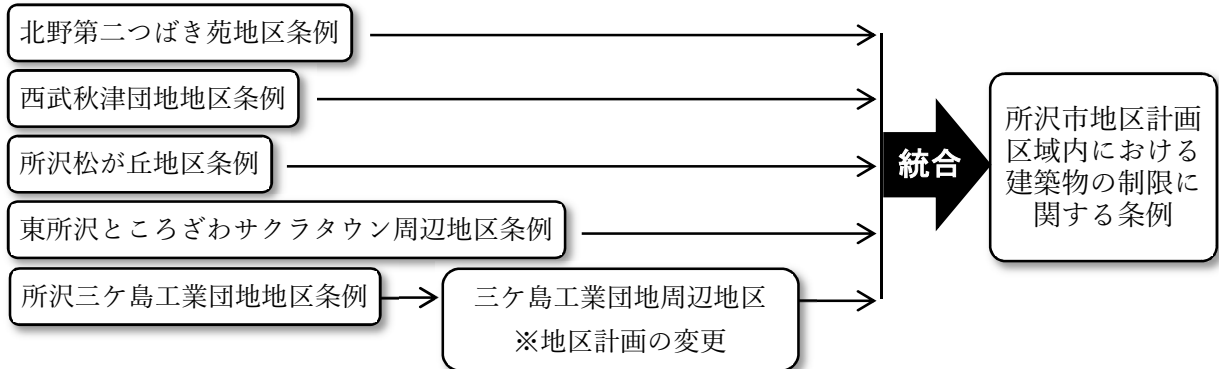
## 7 その他

添付資料

- ・所沢市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定に係る概要資料

# 所沢市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例 の制定に係る概要資料

## ■ 市内5地区の地区計画条例を一本の地区計画条例に統合します。



## ■ 地区計画条例の主な構成

### 【タイトル】

所沢市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例

### 【本則】：建築制限等の項目を規定

- 第1条 目的
- ⋮
- 第4条 建築物等に関する事項（規制等）
- ⋮
- 第15条 罰則
- ⋮

既存5地区の建築制限を一つの条例に定める。

### 【別表1】：条例適用区域を規定

	名称
1	北野第二つばき苑地区地区整備計画区域
2	西武秋津団地地区地区整備計画区域
3	所沢松が丘地区地区整備計画区域
4	東所沢ところざわサクラタウン周辺地区地区整備計画区域
5	三ヶ島工業団地周辺地区地区整備計画区域（※1）

条例の対象となる区域を定める。  
（※1：所沢三ヶ島工業団地地区と一部重なる広いエリアに拡大した新規地区計画）

### 【別表2】：条例適用区域ごとに建築制限の基準を規定

1	北野第二つばき苑地区地区整備計画区域	建築物の用途の制限
		建築物の敷地面積の最低限度
2	西武秋津団地地区地区整備計画区域	建築物の用途の制限
		建築物の敷地面積の最低限度
		建築物の高さの最高限度
3	所沢松が丘地区地区整備計画区域	建築物の用途の制限 （ほか5項目）
4	東所沢ところざわサクラタウン周辺地区地区整備計画区域	建築物の用途の制限 （ほか2項目）
5	三ヶ島工業団地周辺地区地区整備計画区域（※1）	建築物の用途の制限 （ほか3項目）

原則として、既存の各条例の建築制限内容をそのまま移行する。

区域ごとに建築物に関する制限を定める。